

## 【調査主旨（調査目的など）について】

Q 1. この調査は県の調査なのですか？

A 1. 愛知県が実施している調査です。

調査票の発送、受付、電話対応等の業務を株式会社イープラネットへ委託しております。

Q 2. 調査の目的は何ですか？

A 2. ポリ塩化ビフェニル（PCB）を使用した機器等が愛知県内の建物・事業所にどれだけあるのかを調査をしています。

PCB廃棄物及びPCB使用製品は、法（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法）により処理期限が定められており、そのうち、愛知県内にある安定器は2021年（令和3年）3月まで、高濃度のPCBを含有した変圧器やコンデンサーは2022年（令和4年）3月まで、低濃度のPCBを含有した変圧器やコンデンサーは2027年（令和9年）3月までに処分を委託しなければなりません。

期限内の処分完了に向け、県が把握していない機器の保有状況を確認するために実施するものです。

Q 3. 調査の結果は何に利用するのですか？

A 3. 保有が確認された方へ、期限内の処理について指導してまいります。

Q 4. いつまでに回答が必要ですか？

A 4. はがきや封書に記載された日までに回答してください。

Q 5. 期限までに必ず回答しないとイケないのですか？

A 5. できる限り期限内の回答をお願いしています。

ただし、PCBの有無を調査中であるなど、期限までの回答が難しい場合は、調査をした上で、令和2年2月28日までに回答いただきますようお願いいたします。その場合、回答状況の確認のため、はがきや電話等により連絡をさせていただくことがあります。ご了承ください。

Q 6. いつから調査しているのですか？

A 6. 愛知県では平成 26 年から順次調査を行っています。

Q 7. 回答は義務(法律によるもの)でしょうか？(回答をしないと何か(罰則等)はありますか？)

A 7. 義務ではありませんが、PCB含有安定器の処分期限が迫っており、処分漏れが生じないよう、情報収集をしております。ご協力をお願い致します。

なお、回答いただけない場合は、はがきや電話等により連絡をさせていただくことがあります。

## 【調査対象について】

Q 8. なぜうちに届いたのですか？（調査対象者はこういった者ですか？）

A 8. 1977年(昭和52年)3月までに建築された居宅以外の建物を抽出したところ、お宅様が所有される建物が条件に当てはまりましたので送付させていただきました。

Q 9. 調査対象はなぜ1977年(昭和52年)3月以前に建築された建物なのですか？

A 9. PCBを含有した照明器具の安定器は、居宅や1977年(昭和52年)4月以降に建築された建物には使用されていません。そのため、1977年(昭和52年)3月までに建築された居宅以外の建物を所有されている方に調査票をお送りしています。

Q10. 1977年(昭和52年)3月以前の建物を所有していないが、回答する必要がありますか？

A10. 誤って調査対象者にリストアップしてしまった可能性があります。お手数をおかけしますが、PCB含有安定器が「ない」旨ご回答ください。

Q11. 対象の建物は居宅ですが、調査や回答が必要ですか？

A11. 建築当時に居宅以外の用途にも利用されていた場合はPCB使用機器が設置されていた可能性がありますので、調査をお願いします。一方で、居宅のみの用途で利用されていた場合はPCB使用機器の設置の可能性はないことから調査の必要はありません。

そういったことを把握し、今後、調査対象外の方に督促等の連絡をすることがないようにするため、お手数をお掛け致しますが、PCB含有安定器が「ない」旨ご回答ください。

Q12. 居宅兼店舗の場合、居宅部分も調べる必要がありますか？

A12. 一般家庭用の照明器具にはPCB含有安定器は使われていないことが分かっているため、調査不要です。

Q13. 思い当たる建物がありませんが、どうしたらよいですか？

A13. 問い合わせ窓口（0120-022-784）までお電話ください。対象建物の情報をお伝えいたします。

Q14. 所有者は既に亡くなっているのですが。

A14. ご家族の方が代理でご回答くださいますようお願いいたします。

Q15. なぜ個人宅へ届くのですか？

A15. 調査対象の建物ではなく所有している方の住所にお送りしているため、個人宅に届くことがあります。

Q16. 過去にも同様の調査に回答しましたが、今回も回答する必要はありますか？

A16. ご面倒お掛けしますが、ご協力お願い致します。

Q17. PCB特別措置法に基づく届出をしておりますが、回答は必要でしょうか？

A17. 誤ってリストアップしてしまった可能性があります。お手数をおかけしますが、届出済みである旨ご回答ください。（郵送で回答される場合は、回答用紙の空白部分に「届出済み」と記入の上、ご返送をお願いします。）

Q18. 締切を過ぎてしまいましたが、これから回答してもよいでしょうか？

A18. よろしくお願いいたします。

Q19. 1977年(昭和52年)以前に建てた建物があるが、改装し、照明器具は全て取り替えましたが回答は必要ですか？

A19. PCB含有安定器が「ない」旨ご回答ください。

## 【法令等について】

Q20. PCBとは何ですか？

A20. 人体に有害な化学物質で、電気機器の絶縁油などに利用されていました。照明器具の安定器については、1957年(昭和32年)～1972年(昭和47年)製造のものに含まれている可能性があります。

Q21. 高濃度PCBとは何ですか？低濃度PCBもあるのでしょうか？

A21. 高濃度PCBは絶縁油中のPCBの濃度が5,000mg/gを超えるものです。低濃度PCBは0.5mg/gを超え、5,000mg/g以下のものです。なお、安定器には低濃度PCBを含有したものはありません。

Q22. なぜ、PCBは期限までに処分しなければいけないのですか。

A22. 愛知県内にある安定器は2021年(令和3年)3月まで、高濃度のPCBを含有した変圧器やコンデンサーは2022年(令和4年)3月まで、低濃度のPCBを含有した変圧器やコンデンサーは2027年(令和9年)3月までに処理を委託しなければならないことが法律で決められております。

Q23. PCB含有又はその恐れのある安定器を持っていますが、処分期間を過ぎてしまうとどのような問題が生じますか？

A23. PCBを含有した安定器の処理施設は、定められた期限を過ぎると閉鎖されて処理できなくなります。また、処分期間までに処分を委託しないと法により処罰される場合があります。

Q24. 期限内に処理を完了するため、これまで県はどのような指導等を行ってきたのですか？

A24. PCB廃棄物等の保管状況を把握するため、保管等の可能性がある事業者等に対するアンケート調査、電話、立入検査等により、PCB廃棄物等の把握に努めています。また、PCB廃棄物等が確認された事業者等に対し、法令に基づく届出や適正な保管等とともに、早期の処分を指導しています。

Q25. PCB含有安定器は、これからも使用し続けてよいのですか？

A25. 処分を委託しなければならない期間までの使用は可能ですが、できるだけ早期に機器を交換し、処分するようお願いいたします。

## 【PCB含有機器が見つかったら】

Q26. PCB含有安定器が見つかりました。どうすればいいですか？  
また、処分のための費用はかかりますか？

A26. 県へ届出いただくとともに、法律で定められた処理施設（JESCO）で処分する必要があります。なお、処理施設への運搬や処分の費用は所有者の方の負担となります。（助成制度があります。Q28もご覧ください。）

処理費用は1kgあたり30,800円(税込み)です。

【参考】安定器1台あたりの平均重量：2.12kg

Q27. PCBを含有した機器等が見つかりました。処理の手続きはどうすればいいですか？（処分方法について教えてください。）

A27. JESCOで処理する事になります。窓口をご紹介致しますので、そちらへご相談下さい。

JESCO本社PCB処理営業部管理課（03-5765-1935）

Q28. PCBを含有した機器が見つかりました。助成制度はありますか？

A28. 一定の条件を満たす中小企業者、個人については軽減措置があります。

※補助金：中小企業は処分料金の70%、個人は処分料金の95%

詳細は、窓口をご紹介するので、そちらへお電話下さい。

JESCO中小軽減担当（0120-808-534）

Q29. 県への届出はどの様式で提出したらよいですか？

A29. PCB特別措置法の様式第1号を提出してください。

※ダウンロード方法

あいちの環境 → 資源循環・廃棄物情報 → 申請書、届出等の様式ダウン

ロード → 7 PCB廃棄物及びPCB使用製品関係 → 保管状況等届出書(word)

Q30. 県への届出はどこに提出したらよいですか？

A30. 以下の県民事務所等へ提出してください。

| 届出先                          |  | 事業場の所在地  |
|------------------------------|--|--|
| 東三河総局<br>県民環境部<br>環境保全課      | 〒440-8515<br>豊橋市八町通 5-4<br>TEL 0532-35-6114      | 豊川市、蒲郡市、田原市  |
| 東三河総局<br>新城設楽振興事務所<br>環境保全課  | 〒441-1365<br>新城市字石名号 20-1<br>TEL 0536-23-2117    | 新城市、設楽町、東栄町、豊根村  |
| 尾張県民事務所<br>廃棄物対策課            | 〒460-8512<br>名古屋市中区三の丸 2-6-1<br>TEL 052-961-8340 | 一宮市、瀬戸市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町 |
| 尾張県民事務所<br>海部県民センター<br>環境保全課 | 〒496-8531<br>津島市西柳原町 1-14<br>TEL 0567-24-2132    | 津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村  |
| 尾張県民事務所<br>知多県民センター<br>環境保全課 | 〒475-8501<br>半田市出口町 1-36<br>TEL 0569-21-8111     | 半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町                                    |
| 西三河県民事務所<br>廃棄物対策課           | 〒444-8551<br>岡崎市明大寺本町 1-4<br>TEL 0564-27-2878    | 碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、幸田町  |
| 西三河県民事務所<br>豊田加茂環境保全課        | 〒471-8503<br>豊田市元城町 4-45<br>TEL 0565-32-7494     | みよし市   |

なお、建物が政令市(名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市)内に所在する場合は各政令市へ届出してください。

| 政令市  | 窓口     | 届出先(電話番号)  |
|------|--------|--|
| 名古屋市 | 廃棄物指導課 | 〒460-8508 名古屋市中区三の丸 3-1-1<br>TEL 052-961-1111 (代表) |
| 豊橋市  | 廃棄物対策課 | 〒440-8501 豊橋市今橋町 1<br>TEL 0532-51-1111 (代表)        |
| 岡崎市  | 廃棄物対策課 | 〒444-8601 岡崎市十王町 2-9<br>TEL 0564-23-6000 (代表)      |
| 豊田市  | 廃棄物対策課 | 〒471-8501 豊田市西町 3-60<br>TEL 0565-31-1212 (代表)      |

## 【確認方法（PCB含有の確認など）】

Q31. 回答者は誰でもよいですか

A31. 本調査の内容についてお分かりになる方、連絡のとれる方ならどなたでも結構です。

Q32. 既に廃業した事業用建物があるのですが、調査の必要はありますか？

A32. 廃業している事業者様でも調査の必要があります。お手数お掛け致しますが、よろしくお願ひします。

Q33. 現在建物を使用していませんが、調査の必要はありますか？

A33. 現在は使用していない建物についても、PCB使用機器が残存している可能性があるため、調査が必要です。お手数お掛け致しますが、よろしくお願ひします。

Q34. ビルに入っているテナントなので、照明器具の事はわかりません。

A34. お手数かけて申し訳ありませんが、ビルの管理会社様にお渡し下さい。

Q35. 調査対象建物はマンション（アパート）です。どうしたらいいでしょうか？

A35. 集合住宅は、共有部分にPCBが使用されている可能性があるため、お手数ですが、マンション（アパート）の管理人様にお渡し下さい。

Q36. 電気工事業者等の相談できる事業者がいません。誰か相談できる事業者を紹介してくれないでしょうか？

A36. 個社を紹介することは難しいですので、(一社)日本PCB全量廃棄促進協会(03-6206-9552)に相談してください。

Q37. 電気工事業者に調査を依頼しようと思います。費用は誰が負担するのですか？

A37. 所有者の方が負担してください。

Q38. 安定器とは何ですか？

A38. 照明器具の裏側や内部に設置され、電灯のちらつきを安定させる装置です。  
※電源とランプの間に抵抗を入れて電流を一定に安定させます。

Q39. 当社にPCB使用安定器はありますか？

A39. 1977年(昭和52年)3月以前に建てられた建物には設置されている可能性があります。当方が把握している情報では、その期間内に建てられた建物を所有していることから、対象機器がある可能性があります。お手数お掛け致しますが、調査の上、ご回答いただきますようお願いいたします。

Q40. (安定器について)調査方法を教えてください。

A40. まずは、建物の築年を確認し、1977年(昭和52年)3月以前かどうか確認して下さい。次に、照明器具ラベルを確認して下さい(メーカーと製造年月日がわかれば、ある程度は判断可能)。わからない場合は、蛍光管の裏にある板を外し、中の安定器の表示(銘板)を確認していただくか、照明設備を管理している電気工事業者、ビルメンテナンス会社、お近くの工務店へご相談ください。

Q41. ラベル・銘板でもPCB含有の確認ができない場合はどうしたらよいですか？

A41. 確認できない場合は、日本照明工業会のホームページで確認するか、メーカーに問合せをお願いいたします。

また、銘板が剥がれている、汚れている等で確認できない場合はPCB含有機器として処理してください。JESCO登録窓口(03-5765-1935)へご連絡をお願い致します。

Q42. 調査は危険ではないのですか？

A42. 簡易の(ラベル)調査については特に危険ということはありません。ただし、銘板の確認等で高所作業や電気器具を取扱う作業が生じる場合は、電気工事業者や専門の調査会社等(建物の維持管理を委託している場合はメンテナンス会社)にご相談してください。

Q43. 危険なPCBに触れ、何かあったら(行政が)責任をとってくれるのですか？

A43. 国や県では責任は負いかねます。また、簡易の(ラベル)調査については特に危険ということはありません。しかし安定器より油漏れしている場合については、触れてしまうと大変危険です。

このような油漏れの場合や機器の設置場所が銘板の確認等で高所作業や電気器具を取扱う作業が生じる場合は、電気工事業者や専門の調査会社等(建物の維持管理を委託している場合はメンテナンス会社)に相談してください。

Q44. 照明器具は2~3個しかありません。自分で調べる事は可能ですか？

A44. 低い位置の天井にある蛍光灯でしたら、一般の方でも調査可能です。照明器具のラベルで確認するか、カバーを取り外し、安定器の銘板を読み取り、メーカーに問合せして下さい。

ただし、銘板の確認等で高所作業や電気器具を取扱う作業が生じる場合は、電気工事業者や専門の調査会社等(建物の維持管理を委託している場合はメンテナンス会社)にご相談してください。

Q45. 数が多くて確認しきれません。

A45. 大変な作業となり、時間がかかるかと思いますが、少しずつ確認を進めていただき、回答をお願いします。

Q46. 蛍光灯・水銀灯・ナトリウム灯の見分け方は？

A46. 蛍光灯：「事務室」「教室」等の室内で使用され、日常生活でも最も多い照明

水銀灯：「体育館」「工場」「防犯灯」等で使用され、白色系でかなりまぶしい照明

ナトリウム灯：「街灯」「トンネル」等で使用されるオレンジ色系の照明

※見分けが難しい場合は、電気工事業者または工務店へご相談下さい。

Q47. 安定器の大きさは、どれくらいあるのですか？

A47. 蛍光灯：20~30cmぐらいの長方形

水銀灯・ナトリウム灯：40~50cmぐらいの長方形

Q48. 水銀灯の安定器の設置場所はどこですか？

A48. 水銀灯本体ではなく、取り付け台やポール収納ボックスに設置されています

Q49. 照明器具のラベルで確認できたら、安定器の銘板の確認は不要ですか？

A49. はい、ラベルで製造年・力率・Hf表示のうち、どれか一つでも該当し、PCBが含まれていない確認ができた場合は、銘板の確認は不要です。

Q50. 物置等で使用する裸電球やスポットライトには、PCB含有安定器がありますか？

A50. 一般家庭照明器具となるため、PCB含有安定器はありません。